

畜産技術等習得支援体制整備事業に関する業務仕様書

1 目的

宮崎県内における肉用牛繁殖農家数は年々減少しており、今後、高齢化や人口減少の影響により更なる農家数の減少が懸念されるなか、新規就農者をはじめとする担い手の確保は極めて重要である。

このため、本県の肉用繁殖牛の飼養管理に関する情報発信や就農講座等を開催することで、地域に根ざし、本県の畜産を牽引する人材を育成し、県内畜産業の発展に資することを目的とする。

2 委託業務の範囲

(1) 畜産に係る経営研修会の開催

- ①対象者 : 宮崎県の就農希望者及び新規就農者
- ②実施時期 : 契約締結日から令和8年3月31日まで
- ③実施場所 : 宮崎県内会場及びオンライン方式の併用
- ④実施回数 : 3回
- ⑤目標参加者数 : 1回あたり10人程度
- ⑥実施内容
 - ・畜産経営を行うに当たっての経営学の基礎講座
 - ・宮崎県でのスムーズな就農に向けた宮崎県の先輩就農者の経営モデル事例紹介 等
- ⑦その他
 - ・参加者にとって魅力あるイベントとなるよう工夫し、参加者数の確保に努めること
 - ・研修会は各回異なる内容とし、継続して受講する参加者が都度新たな知見・知識の習熟を図れること
 - ・必要に応じて、参加者間で意見交換ができるディスカッション形式の研修内容を盛りこむこと

(2) 要件

- ①委託業務は、講師の選定、謝金等の支払い、研修会の内容策定等、研修会の実施に係るすべての業務とする。
- ②委託業務の内容については、より多くの方が参加できるよう、実施内容により開催場所や時間帯を工夫するなど、予め県に協議し、了解を得るものとする。
- ③参加者からの費用は一切徴収しないものとする。

④委託料の中で、参加者への交通費や受講手当等は一切支給しないものとする。

(3) 事業計画書の作成等

本事業については、事業開始前に事業内容や実施形式等を記載した事業計画書（別記第1・2様式）を作成すること。

(4) 事業の経過報告

参加者数、研修内容や参加者の取組状況により、参加者の今後の就農意欲を確認するなど、開催毎に事業の進捗状況を報告すること。

なお、参加者が少ないなど改善が必要な場合は、県と協議の上、事業内容を見直し、実施すること。

(5) 実績報告書の作成等

本事業については、事業終了後10日以内に、参加者の取組状況や発表内容も踏まえ、実績報告書（別記第1・2様式）を作成すること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上、了解を得たものについては、その限りではない。

- (1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 会議での食糧費
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 受験料や免許登録のための役務費
- (5) 租税公課(消費税及び地方消費税は除く)

4 その他

委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮すること。また、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに県に報告するとともに問題の解決に当たること。

なお、当該事件の解決については被委託者の責任において解決を行うこととし、県は一切の責任を負わないものであること。